

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和4年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とします。

令和3年5月14日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区発達障害相談・療育センター等運営事業委託

(2) 業務内容

世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」

ア 相談事業

イ 療育事業

ウ 保護者・家族支援事業

エ 当事者向け事業

オ 関係機関支援

カ 障害理解促進事業・情報発信

キ 指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の運営

ク 施設管理業務

子育てステーション発達相談室（桜新町、烏山、梅丘、成城）

ア 相談事業

イ 療育事業（桜新町発達相談室、烏山発達相談室）

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

上記期間のほか、補正予算の成立を条件とし、令和3年10月から令和4年3月まで、前受託者との業務引継ぎ及び事業開始準備を行うための準備業務の契約を予定しています。

(4) 実施場所

世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」

世田谷区大蔵2-10-18

子育てステーション桜新町発達相談室

世田谷区桜新町2-8-1

子育てステーション烏山発達相談室

世田谷区南烏山5-17-5

子育てステーション成城発達相談室

世田谷区成城6-5-34 成城コルティ3階

子育てステーション梅丘発達相談室

2 事業実施経費（提案限度額）

- (1) 障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）に係る委託料（単価払い）
発達障害相談・療育センター及び子育てステーション桜新町発達相談室、子育てステーション烏山発達相談室の療育事業相当分。
上限額：児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスの給付費の額（加算を含む）に準じた額を件数に応じて支払う。
- (2) 発達障害相談・療育センター及び子育てステーション発達相談室の専門性の確保及び相談・地域支援事業に係る委託料（総価払い）
区の中核的拠点施設としての専門性を確保するための専門職の配置及び相談・地域支援業務等の法外事業相当分。
上限額：令和4年度分 267,775,200円（税込み）
- (3) 開設準備契約（令和3年10月から令和4年3月までを目途とし、協議により決定）（総価払い）
受託者が現在の運営事業者から変更となった場合、引継ぎを目的とした開設までの打合せへの参加や関係機関との調整、開設に必要な初度調弁備品の購入を行う。
上限額：12,991,000円（税込み）
「(3) 開設準備契約」については、補正予算の成立を条件に契約締結することとする。

3 応募の資格及び条件

申し込み時点において、当事業の運営と管理が可能な社会福祉法人、公益財団法人、特定非営利活動法人で、次の各事項を全て満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること、及び同条第2項による措置を受けていない者であること。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月28日23世経理第709号）に定める入札参加除外措置要件に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- (5) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 労働関係法令に違反していないこと。
- (7) 令和3年4月現在、発達障害に関する相談及び児童発達支援事業又は放課後等デイサービス事業を1年以上運営している実績がある社会福祉法人、公益財団法人、特定非営利活動法人であること。

4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

5 提案書を特定するための評価基準

(1) 事業実施体制

危機管理
個人情報保護、情報セキュリティ
権利擁護
苦情処理

(2) 提案書の内容

発達障害支援に対する基本的考え方
施設の運営理念、目的
組織運営体制、人員配置
人材育成
発達障害への支援実績
事業内容
関係機関・施設との連携に対する考え方

6 手続き

(1) 担当部課

障害福祉部障害保健福祉課（担当：高野、西中）
〒154-8504 世田谷区世田谷4 - 2 1 - 2 7（第二庁舎1階5番窓口）
電話 03 - 5432 - 2227 FAX 03 - 5432 - 3021
電子メール SEA03655@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 実施要領兼説明書の交付期間、場所および方法

交付期間：令和3年5月14日（金）から5月28日（金）午後4時まで

交付場所及び方法

ア) 世田谷区ホームページよりダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/002/017/d00190957.html>

イ) 上記(1)にて窓口配布

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

提出期限 令和3年5月28日（金）午後4時 必着

提出先 上記(1)

提出方法 持参

(4) 提案書の提出期限、提出先及び方法

提出期限 令和3年6月28日（月）午後4時 必着

提出先 上記(1)

提出方法 持参

なお、「過去3年分の予算書および決算書」については、令和3年6月14日（月）までに持参により提出してください。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書の作成の要否

- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定
有（開設準備業務の契約 1（3）及び2（3）を参照）
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口
上記6（1）と同じ
- (6) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める。
- (7) 区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。
- (8) 提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。
- (9) 応募に必要な費用は、すべて応募者の負担とする。
- (10) 詳細は、実施要領兼説明書による。
- (11) 特別な理由により審査の経過を秘匿する場合を除き、プロポーザル方式の透明性・公正性を確保する観点から、当該案件に参加を表明したもの及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を指定した理由（審査経過等）を区が公表できることについて了承の上で参加すること。
- (12) 提出された書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合、その提出者は失格とする。
- (13) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となります。詳細は別紙を確認してください。

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「**労働報酬下限額**」が適用されます

世田谷区公契約条例とは
世田谷区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



区長の責務（主なもの）

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。
これまで区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。
2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。
 - (1) 「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。
 - (2) 「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

事業者の責務（主なもの）

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。
2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。
3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。
4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。
5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

労働報酬下限額とは

1. 概要
労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。
契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。
2. 対象
予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約（不動産、賃貸借を除く）
3. 告示額
次ページのとおり

労働条件確認帳票とは

1. 概要
労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。
2. 対象
予定価格が50万円を超える契約（指定管理の協定は零円を超えるもの）
3. 閲覧場所（契約内容によって取扱い窓口が異なります。）
 - (1) 経理課（世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口）：教育総務課が取り扱う契約以外の契約
 - (2) 教育総務課（世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口）：教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

公契約条例や労働報酬下限額の詳細については、
世田谷区ホームページをご覧ください。



【問い合わせ先】
世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
ファクシミリ：03-5432-3046

労働報酬下限額一覧

令和3年3月17日告示による

(適用対象は令和3年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

【工事請負契約の場合】

対象契約: 工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

労働報酬下限額: 東京都の公共工事設計労務単価(令和3年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)
(下表のとおり)

| 号 | 職種 | 労働報酬下限額 (1時間当たり) | 号 | 職種 | 労働報酬下限額 (1時間当たり) |
|----|---------|---------------------|----|---------|---------------------|
| 1 | 特殊作業員 | 2,625円 | 25 | 土木一般世話役 | 2,710円 |
| 2 | 普通作業員 | 2,295円 | 26 | 高級船員 | 3,241円 |
| 3 | 軽作業員 | 1,658円 | 27 | 普通船員 | 2,561円 |
| 4 | 造園工 | 2,295円 | 28 | 潜水士 | 4,399円 |
| 5 | 法面工 | 2,880円 | 29 | 潜水連絡員 | 3,103円 |
| 6 | とび工 | 2,965円 | 30 | 潜水送気員 | 3,029円 |
| 7 | 石工 | 2,901円 | 31 | 山林砂防工 | 2,859円 |
| 8 | ブロック工 | 2,689円 | 32 | 軌道工 | 4,962円 |
| 9 | 電工 | 2,731円 | 33 | 型わく工 | 2,795円 |
| 10 | 鉄筋工 | 2,933円 | 34 | 大工 | 2,720円 |
| 11 | 鉄骨工 | 2,731円 | 35 | 左官 | 2,944円 |
| 12 | 塗装工 | 3,103円 | 36 | 配管工 | 2,497円 |
| 13 | 溶接工 | 3,326円 | 37 | はつり工 | 2,667円 |
| 14 | 運転手(特殊) | 2,614円 | 38 | 防水工 | 3,177円 |
| 15 | 運転手(一般) | 2,157円 | 39 | 板金工 | 3,039円 |
| 16 | 潜かん工 | 3,230円 | 41 | サッシ工 | 2,731円 |
| 17 | 潜かん世話役 | 3,804円 | 43 | 内装工 | 2,975円 |
| 18 | さく岩工 | 3,284円 | 44 | ガラス工 | 2,731円 |
| 19 | トンネル特殊工 | 3,124円 | 46 | ダクト工 | 2,434円 |
| 20 | トンネル作業員 | 2,635円 | 47 | 保温工 | 2,412円 |
| 21 | トンネル世話役 | 3,570円 | 49 | 設備機械工 | 2,444円 |
| 22 | 橋りょう特殊工 | 3,230円 | 50 | 交通誘導員A | 1,658円 |
| 23 | 橋りょう塗装工 | 3,315円 | 51 | 交通誘導員B | 1,477円 |
| 24 | 橋りょう世話役 | 3,783円 | 52 | 上記以外の職種 | 1,130円 |

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

労働報酬下限額: 1時間当たり1,365円

「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載しておりませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等)

対象契約: 工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

労働報酬下限額: 1時間当たり1,130円